

業務用空調機器の点検が義務化されました。

平成 27 年 4 月からフロン類を確実に回収・処理を目的としている「フロン回収破壊法」が「フロン排出抑制法」に変わりました。この改正により、フロン類を使用している業務用の空調機器などを所有(管理)している方は、**定期点検などに取り組むことが義務付けられました。**

法改正で対象になるのは・・・

第一種特定製品の管理者です。

◇ 第一種特定製品とは、

業務用として製造、販売された空調機器及び冷凍冷蔵機器で、冷媒としてフロン類が使用されているものが対象になります。

《具体例：業務用のパッケージエアコン、スポットクーラー、業務用冷蔵庫、自動販売機 など》



◇ 管理者とは、

第一種特定製品（以下、機器といいます）の所有者その他機器の使用等の管理の責任を有するものになり、機器の所有権又は管理権限の有無により判断されます。

所有及び管理の形態(例)	「管理者」となる者
自己所有・自己管理製品	当該製品の所有権を有する者
リース/レンタル製品	当該製品のリース/レンタル契約で管理責任を有する者
自己所有でないビル・建物の付帯設備	当該製品を所有・管理する者

管理者に求められる取り組むべき事項

① 機器の定期点検

点検の種類は、2種類あります。

➢ 全ての機器が対象で、機器の管理者が行う「**簡易点検**」

➢ 一定規模以上の機器については、**有資格者による「定期点検」が必須**

◇ 一定規模以上の機器とは、

機器の圧縮機に用いられている電動機の定格出力が 7.5kw 以上かどうかで判断されます。

機器の種類	全ての機器	一定規模以上の機器	
点検種類	簡易点検	簡易点検+定期点検	
電動機の定格出力	—	7.5kW 以上 50kW 未満	50kW 以上
点検頻度	四半期ごと	3年に1回以上	年に1回以上
点検の記録	○		
記録の保存	○ (詳細は②参照)		
漏えい量の報告	○ (詳細は⑤参照)		

● 点検の内容

点検種別	点検方法	点検内容
簡易点検	目視点検等	機器からの異音、外観(配管含む)の損傷、腐食、錆び、油にじみ、熱交換器の霜付等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの徴候の有無
定期点検	知見を有する者[有資格者]による目視点検等と計測器を用いた点検	計測器を用いた点検 ・冷媒の圧力、電圧、電流などの値が平常運転時に比べ異常値となっていないか計測器を用いた点検 ・電子式漏えいガス検査装置などを用いた点検

② 点検の記録・記録の保存

管理者は、適切な機器管理を行うため、点検や修理、冷媒の充填・回収等の履歴を**機器ごとに記録**する必要があります。点検・整備の記録は、機器を廃棄するまで保存します。機器を他社に売却・譲渡する場合はその機器の記録簿又はその写しをあわせて引き渡す必要があります。

また、機器整備のときに整備業者等の求めに応じてこの記録を開示する必要があります。

③ フロンの漏えいを確認した場合の漏えい箇所の特定と必要な措置

機器の点検や充填回収業者等から通知等により、フロンの漏えい又は故障等を確認した場合は、速やかに漏えい箇所を特定し修理する必要があります。やむをえない場合を除き修理をしないまま充填を繰り返すことは禁止されました。

④ 適切な設置と使用する環境の維持保全

- 損傷等を与える著しい振動がある場所を避けます。
- 点検や修理を行う作業空間や通路等を適切に確保します。
- 定期的に機器の汚れや付着物を除去するなどの清掃を行います。

⑤ フロン類の漏えい量が一定以上の管理者

法人又は個人を単位として、保有する機器からの「算定漏えい量※」が二酸化炭素換算で年間1,000トン以上の漏えいがあったときは、事業を所管する大臣に毎年度7月末日までに報告する必要があります。

※ 算定漏えい量は、整備の際に充填回収業者が交付する充填・回収量証明書から把握されるフロン類の漏えい量（実漏えい量）と地球温暖化係数（GWP）を用いて算出します。


⑥ 回収したフロン類の適切な処理

機器の廃棄時には、フロンを適切に回収しなければなりません。フロンが確実に処理されたことを「破壊証明書」もしくは「再生証明書」等の各証明書で確認してください。

以下のような場合、管理者に罰則が科せられます。

- 1) フロンをみだりに放出した場合（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）
- 2) 上記①～③に違反した場合（50万円以下の罰金）
- 3) 上記⑥の交付を怠った場合（50万円以下の罰金）
- 4) 国から求められた「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告（20万円以下の罰金）
- 5) 都道府県の立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避した場合（20万円以下の罰金）
- 6) 上記⑤の算定漏えい量の未報告、虚偽報告をした場合（10万円以下の過料）

エアコンの修理・クリーニング等はもちろん、**定期点検**も承りますので
お気軽にお問合せください。

 0120-052-181

FAX: 03-3480-2183

E-mail: info@sanyor.jp

 プロデューサー
さんよー

三葉冷熱株式会社

〒201-0004 東京都狛江市岩戸北3-20-15

<http://www.sanyor.net/>